TMI-2デブリ試料の輸送準備業務 仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 集合体試験課

1. 件名

「TMI-2デブリ試料の輸送準備業務」

2. 目的及び概要

本仕様書は、廃炉・汚染水対策事業(燃料デブリの性状把握のための分析・推定技術の開発)の一環として実施するスリーマイル島原子力発電所の事故で発生したデブリ(TMI-2デブリ)の分析に伴い、日本核燃料開発株式会社(以下、NFD)が所有するNFD-7型輸送容器(以下、NFD-7型)により、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 (以下、原子力機構)原子力科学研究所(以下、原科研)から分析事業所である大洗原子力工学研究所(以下、大洗研)、大洗研からMHI原子力研究開発株式会社(以下、NDC)及びNFDへの輸送における準備業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は、輸送準備業務として、所有するNFD-7型を大洗研へ貸し出し及び対象事業所である原科研、大洗研、NDCの各施設において、NFD-7型の搬出入に係る技術的な支援業務を実施するものとする。

3. 業務実施場所

- (1)大洗研 指定施設
- (2)原科研 指定施設
- (3)NDC指定施設
- (4)受注者事業所施設(NFD-7型等保管施設)
- (5) 受注者事業所施設から大洗研 指定施設への運搬経路
- (6) 原子力機構と協議による場所

4. 契約範囲

- (1) TMI-2デブリ試料搬出入作業に係るNFD-7型の操作等のレクチャー業務
- (2)NFD-7型及び付属機器等の原子力機構への貸し出し及び運搬
- (3) NFD-7型及び付属機器等に係る必要な資料の情報提供
- (4)動産保険(日本国一円、求償権放棄特約、破曲損)の付保

5. 納期

令和8年3月27日

6. 作業内容

- (1)大洗研対象施設の試料搬出入作業等に係る NFD-7 型の操作等のレクチャー業務
 - ①NFD-7型施設内搬入作業時のレクチャー業務
 - ②NFD-7型から搬入場所(セル等)へ試料等の搬入作業に係るレクチャー業務

- ③搬出場所(セル等)からNFD-7型へ試料等の収納作業に係るレクチャー業務
- ④施設内から NFD-7 型搬出作業時のレクチャー業務
- (2) 原科研対象施設の試料搬出作業に係る NFD-7 型の操作等のレクチャー業務
 - ①NFD-7型施設内搬入作業時のレクチャー業務
 - ②搬出場所(セル等)から NFD-7型へ試料収納作業に係るレクチャー業務
 - ③施設内から NFD-7 型搬出作業時のレクチャー業務
- (3) NDC 対象施設の試料搬入作業に係る NFD-7 型の操作等のレクチャー業務
 - ①NFD-7型施設内搬入作業時のレクチャー業務
 - ②NFD-7型から搬入場所(セル等)へ試料搬入作業に係るレクチャー業務
 - ③施設内から NFD-7 型搬出作業時のレクチャー業務
- (4)NFD-7型及び付属機器等の情報提供

大洗研が必要とするNFD-7型及び付属機器等に係る必要な資料の情報提供を行うこと。

- (5)NFD-7型及び付属機器等の貸し出し及び運搬業務
 - ①大洗研へ下記表-1に示す物品の貸し出しを行うこと。
 - ②受注者の事業所施設内から貸し出し物品の車両への積み込み作業及び返却時における車両から受注者の事業所施設内への荷下ろし作業を行うこと。
 - ③受注者の事業所施設内から積み込み後、大洗研指定施設までの運搬を行うこと。 運搬はNFD-7型が放射性汚染物であるため、L型輸送物として事業所外運搬を行い、 車両からの荷下ろし時における玉掛け作業等を行うこと。なお、指定施設の荷卸 し時における施設内(管理区域内)のクレーン操作等は大洗研で実施するものと します。
 - ④貸出し日程等は大洗研と調整の上、決定するものとする。

表-1 NFD-7型及び付属機器貸し出し一覧表

品名	数量	備考
NFD-7型(上部及び下部緩衝体含む)	1式	
上部及び下部緩衝体用吊具 (ワイヤー)	1式	
シャッター駆動装置	1式	
NFD-7型用吊具及びワイヤー	1式	
昇降ハンドル	1式	
専用工具類	1式	
その他必要な資器材	1式	

7. 提出図書

- (1)業務報告書
- (2)原子力機構と協議による書類

提出先:原子力機構 大洗研 燃料材料開発部 集合体試験課

8. 支給品及び貸与品

なし

9. 検収条件

「6. 作業内容」に定める業務が実施されたと認めた時及び「7. 提出書類」の確認を以て、 業務完了とする。

10. 特記事項

- (1)受注者側の責任により生じた損害は、全て受注者側の責任において賠償責任を負うものとする。
- (2) 本業務において、各事業所施設内の管理区域内へは一時立ち入りにて入域するものとし、入域に関しては各事象所施設の担当者の指示に従うこととする。また、一時立ち入りの入域及び各事業所施設の作業員へのレクチャー業務であるため、NFD-7型の操作等の実務作業は実施しないものとする。
- (3)本仕様書に記載されている事項及び仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上その決定に従うこと。
- (4) 受注者は本契約により知り得た情報を原子力機構の許可なく使用または第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできないものとする。
- (5)NFD-7型の運搬 (L型輸送物の運搬) においては、必要な携行資器材を準備し、運搬を実施すること。また、放射性物質等の運搬に係る実務に従事した経験があり、十分な知識を有している者を充てること。また、作業を遂行するにあたり、資格が必要な業務に従事する場合は、その資格を有すること。
- (6) 受注者は、全ての下請け業者に契約事項等を十分に周知徹底すること。又、下請け業者の作業内容を把握し、作業全般の質、工程管理等あらゆる点において、下請け業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一、弊害が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する 法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採 用するものとする。
- (2)本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上